

(平成22年8月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛知地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	25 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	24 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	37 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	24 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から59年3月まで

学生だった期間において、時期はよく覚えていないが、昭和59年ごろにA市役所B出張所で国民年金加入手続を行った。その年の国民年金保険料は、納付時期は記憶に無いが、同市から送付されてきた納付書で6か月分ずつ2回にわたって金融機関で納付した記憶がある。これとは別に送付されてきた納付書によりその年の寒い時期（60年1月ごろ）に金融機関で納付した。納付金額は覚えていないが、納付後、これで保険料の未納期間は無くなったということを記憶している。納付を証明するものは無いが、申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、かつ、申立人は国民年金加入期間において申立期間を除き国民年金保険料の未納は無い。

また、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の手帳記号番号の周辺の任意加入者の資格取得状況から昭和59年6月ごろに払い出されていることから、このころに申立人の加入手続が行われ、この加入手続の際に資格取得日をさかのぼって58年10月12日とする事務処理が行われたものとみられる。この加入手続時期を基準とすると、申立期間の保険料は過年度納付が可能であった。

さらに、申立人は、加入手続を行った昭和59年ごろにA市から送付されてきた納付書で6か月分ずつ2回にわたって金融機関で納付した後に、別に送付されてきた納付書により、60年1月ごろに金融機関で保険料を納付したとしているところ、申立人の昭和59年度の納付記録を見ると、申立人の主張どお

り、同年度の保険料が2回（59年4月から同年9月までの保険料は同年8月に納付、同年10月から60年3月までの保険料は、59年11月に納付。）に分けて納付されている上、この59年度の保険料を納付した後、別に送付されてきた納付書でその年の寒い時期（60年1月ごろ）に金融機関で保険料を納付し、この納付した時点で、これで保険料の未納期間は無くなったとする申立人の記憶は、具体的であり、不自然な点は見受けられないことから、2回にわたって保険料を納付した後に別に送付されてきた納付書で納付したとする保険料は、前述のとおり、過年度納付となる申立期間の保険料であったものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（41 万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 5 月から同年 8 月まで

私は、A社の取締役として、申立期間当時、毎月 40 万円前後の報酬を受け取り、当該額に見合う厚生年金保険料を報酬から控除されていた。

しかし、私の知らない間に、申立期間の標準報酬月額が^{そきゅう}遡及して引き下げられているので、報酬に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 41 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日(平成 6 年 9 月 29 日)より後の 7 年 5 月 18 日付けで、6 年 5 月 27 日まで^{そきゅう}遡及して 8 万円に訂正されている。

また、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、申立人は、役員をしていた当時は、週に数日出勤する程度で会社のことはよく分からないと証言しており、当該^{そきゅう}遡及訂正に係る処理日前の平成 7 年 2 月 7 日には、取締役を辞任している上、当該^{そきゅう}遡及訂正処理が行われた時点では、別の会社において厚生年金保険被保険者記録が認められることから、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和28年1月1日）及び資格取得日（同年8月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和28年1月1日から同年8月1日まで

私は、昭和25年4月にA社に就職し、27年1月*日に同社が株式会社となった時に、厚生年金保険の被保険者となり、30年7月まで継続して勤務した。しかし、私の厚生年金保険の記録は、28年1月1日にA社の被保険者資格を喪失し、同年8月1日に、再度同社で被保険者資格を取得したことになっている。私は、申立期間も継続して同社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和27年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、28年1月1日に被保険者資格を喪失後、同年8月1日に同社において再度資格を取得しており、同年1月から同年7月までの厚生年金保険被保険者記録が無い。

しかし、A社における複数の同僚の証言から判断して、申立人は申立期間において同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、当該複数の同僚は、申立期間においても申立人の業務内容及び勤務形態の変更は無かったことを証言しているところ、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の昭和 27 年 12 月の記録から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 28 年 1 月から同年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を30万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。

A社における申立期間の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において30万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。

A社における申立期間の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において37万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。

A社における申立期間の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を33万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。

A社における申立期間の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において33万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額を29万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間の賞与記録が無いことが分かった。

A社における申立期間の給料支払明細書から厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料支払明細書により、申立人は、申立期間において29万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主から申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出が行われていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和21年4月1日、資格喪失日は、22年1月27日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から22年1月ごろまで

私は、B社退職後すぐにA社に就職し、同社退職後すぐにC社に就職している。A社では、同社D支店で機械を検査する仕事をしていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「機械の検査をしていた。」と、当時の勤務内容について具体的に記憶しており、また、申立人の証言とA社の法人登記簿の記載内容が一致することから、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められ、申立人は、同社D支店に勤務していたことが推認できる。

また、A社D支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同姓同名の者が同社同支店において昭和22年1月31日までの期間の被保険者資格を取得した記録が確認できる。オンライン記録で申立人と同姓同名で、かつ、申立人と生年月日が近似する者は確認できないことから、当該未統合記録は申立人の記録と認められる。

なお、前述の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の資格取得日は記載されていないものの、健康保険番号の周辺の番号を付されている者の資格取得日は、オンライン記録によると、昭和21年4月1日と記録されていることが確認できる。

また、申立人の資格喪失日について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、昭和22年1月31日とされているところ、申立人がA社退職後に勤務したとしているC社において被保険者資格を同年1月27日に取得していることが

確認できることから、同日以降においては、申立人はA社に勤務していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における資格取得日は昭和21年4月1日、資格喪失日は22年1月27日であると認められる。

なお、昭和21年4月から同年12月までの標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和20年8月20日から21年4月1日までの期間については、A社に照会したところ、「現存する昭和20年8月終戦時及び24年11月時点の社員名簿に申立人の名前は確認できない。」と回答しており、申立人の勤務実態について確認することができない。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人についての情報は得ることができず、勤務実態を確認することはできなかった。

このほか、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月28日から同年3月1日まで

私は、A社に昭和31年4月1日に入社し、平成4年10月31日に退職するまで継続して勤務したが、昭和42年3月に同社B支店から同社C支店に転勤した際の厚生年金保険の被保険者記録が欠けている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された職歴証明書及び雇用保険の記録により、申立人が同社に継続して勤務し(昭和42年3月1日に同社B支店から同社C支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和42年1月の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を昭和42年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成15年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月1日から同年9月1日まで

A社には平成15年7月に入社した。このうち、同年8月から同年11月まで厚生年金保険料を支払っているが、厚生年金保険の被保険者記録は同年9月からとされている。当時の給与明細書があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人が平成15年7月からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から保険料を納付したか否かについての回答が無く、不明であるが、申立人

に係る雇用保険及び厚生年金保険の資格取得日が、いずれも平成15年9月1日と記録されており、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が、誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主は、同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和37年4月1日、資格喪失日が平成8年2月1日とされ、当該期間のうち、同年1月1日から同年2月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から同年2月1日まで

私は、申立期間においてA社からB社に出向していた。A社から発行された健康保険厚生年金保険資格喪失証明書には、資格喪失年月日が平成8年2月1日と記載されているが、オンライン記録では、同年1月1日喪失となっており、事実と相違している。同社は、既に社会保険事務所（当時）に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された人事関係資料（出向者データ）及び雇用保険の記録により、申立人は、平成8年1月1日付けで、同社からB社に在籍出向し、申立期間において同社に継続して勤務（同年2月1日にA社からB社に転籍を伴う異動。）していたことが認められる。

しかし、A社は、出向者の処遇について、出向期間中の給与及び賞与の支給、

社会保険の適用及び社会保険料の控除は、出向元において行っていたことを示す資料を提出している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成7年12月のオンライン記録から、59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成8年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和20年1月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を85円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月30日から同年4月1日まで
昭和20年1月から船舶に乗船しているのに、船員保険の記録が同年4月1日からとされていることに納得できないので、調査の上、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳には、船舶名はB船、船舶所有者はA事業所C社、雇入年月日は昭和20年1月30日、雇止年月日は21年7月24日と記載されていることが確認できる。

また、同船員手帳には標準報酬等級12等級との記載があり、雇入れ時から船員保険の被保険者であったことが確認できる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚の一人は、「昭和20年1月30日に船がC社に渡され、申立人は、間違いなく、私を含むほかの船員と共に乗船した。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間に継続してA事業所に勤務し、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額は、船員手帳の記録から85円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについ

ては、事業主は既に解散しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案 4079

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額記録については、申立期間①のうち、昭和38年8月から39年9月までを1万8,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年8月から44年4月まで
② 昭和44年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和35年3月18日から44年5月31日までB社及びA社に勤務した。申立期間①について、標準報酬月額が給料支払明細書の報酬額よりも低い額になっているので、報酬額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

また、昭和44年5月分の給料支払明細書から保険料控除の事実が確認できるので、申立期間②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録において、A社に係る申立人の標準報酬月額は、昭和37年8月から38年9月までは1万4,000円、同年10月から39年9月までは1万6,000円、同年10月から40年6月までは2万2,000円、同年7月から41年7月までは2万6,000円、同年8月から42年9月までは3万3,000円、同年10月から43年9月までは3万9,000円、同年10月から44年4月までは4万2,000円とされている。

しかしながら、当該期間のうち、昭和38年8月から39年9月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、1万9,510

円から2万3,715円までの報酬月額を支給され、1万8,000円の標準報酬月額に基づき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、昭和38年8月から39年9月までを1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の納付義務の履行については、給料支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致していないものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、昭和37年8月から38年7月までの期間、及び39年10月から44年4月までの期間については、申立人から提出された給料支払明細書により、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、申立人の標準報酬月額に係る記録を訂正する必要は認められない。

申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書及び雇用保険の記録により、申立人は、A社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、給料支払明細書における厚生年金保険料控除額から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所が、これを同年5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む)、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月1日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年2月21日から同年7月21日まで
昭和55年2月21日入社と記載されたA社の在職期間証明書を提出する。
申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社の在職期間証明書、同社が保管している申立人に係る労働者名簿及び雇用保険の記録により、申立人は、昭和55年2月21日付で同社に入社し、申立期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の当時の事務担当者は、「すぐ退職する者もいたため、原則、入社と同時に、厚生年金保険に加入させていなかったと思うが、申立人のように5か月も加入させず、保険料を控除していなかったとは考え難い。」としている。

さらに、申立人と同時期にA社に入社した複数の同僚は、いずれも入社日の遅くとも翌々月には、厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和55年4月1日から同年7月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和55年7月の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明としているが、厚生年金保険の記録における申立人の資格取得日は、A社が加入するB厚生年金基金の記録における資格取得日と同じ昭和55年7月21日であり、同基金及び社会保険事務所（当時）のいずれもが誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和55年2月21日から同年4月1日までの期間については、上述のとおり、申立人がA社に勤務していたことは確認できるものの、当時の事務担当者の証言、及び複数の同僚が、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日が一致していない状況から判断すると、当時の同社では、従業員の入社と同時に被保険者資格を取得させていなかったと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月1日から61年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を60年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月1日から61年3月1日まで

申立期間について、私はA社で運転手をしていた。毎月保険料を引かれていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社作成の昭和60年分源泉徴収票の給与支払額から判断して、申立人は、同年10月ごろから同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、当該源泉徴収票は、本来、申立人が昭和60年内に勤めたすべての事業所（A社、B社及びC社）の給料、社会保険料等が算入されていなければならないところ、A社及び同社の直前に勤めたB社の2つの事業所分しか算入されていないことが推認される。

以上を踏まえて、当該源泉徴収票に記載された社会保険料等の金額（10万5,807円）を検証すると、B社において控除されたと推認される社会保険料等の金額（約7万6,600円）を減じた残額は、約2万9,000円であり、当該額が、A社において昭和60年中に控除された社会保険料等の金額の上限と考えられるところ、申立人の同社におけるオンライン記録上の資格取得時（61年3月1日）の標準報酬月額及び当該源泉徴収票の給与支払額の検証により、20万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が控除されていたと仮定すると、当該標準報酬月額に見合う社会保険料等の金額は、1か月当たり約2万2,000

円と算出されるため、上記の残額（2万9,000円）からは、少なくとも1か月分の厚生年金保険料が控除されていたことが認められるところ、同社の申立期間当時の保険料控除の方式が、現在と同じ翌月控除であったと考えると、申立人は、少なくとも60年11月の保険料を給与から控除されていたことが推認できる。

一方、申立人から提出されたA社作成の昭和61年分源泉徴収票によると、社会保険料等の金額は、16万1,097円と記載されているところ、オンライン記録の同年3月から同年11月までの標準報酬月額（20万円から22万円）に見合う社会保険料等の金額は、約20万7,000円と算出され、当該記載額とは大きく乖離していることから、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額には信憑性が認められず、当該源泉徴収票に基づき厚生年金保険料の控除の有無を判断することは適当でないと判断される。

しかし、上記のとおり、申立人は、昭和60年11月の厚生年金保険料が控除されていることが推認されること、及び61年3月からA社における被保険者記録が確認できることを踏まえると、前後の期間（60年11月及び61年3月）の保険料を控除されながら、その間の期間（60年12月から61年2月まで）の保険料が控除されていなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年11月1日から61年3月1日までの期間について、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和61年3月のオンライン記録等から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料は無く不明としているが、厚生年金保険の記録における申立人の資格取得日は、雇用保険の記録及び厚生年金基金の記録における資格取得日と同じ昭和61年3月1日であり、公共職業安定所、厚生年金基金及び社会保険事務所（当時）のいずれもが、誤って同日を記録したとは考え難いことから、事業主が同日を申立人の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和60年10月1日から同年11月1日までの期間については、申立人から提出されたA社作成の昭和60年分源泉徴収票の給与支払額から判断して、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できるものの、申立人のことを知っていると言明する同僚はおらず、同社は、「当時の資料は無いため、申立人の勤務期間は確認できない。また、詳細は不明であるが、当時は、ごく短期間で退職してしまう者がいるため、入社後すぐには社会保険

に加入させていなかったということがあったらしい。」としており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、オンライン記録によると、複数の同僚について、入社後直ちに厚生年金保険の被保険者資格を取得していない状況がうかがえる。

さらに、当該源泉徴収票の社会保険料等の金額には、上記のとおり、当該期間の厚生年金保険料は、含まれていないものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和60年10月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月1日から同年8月21日まで

給料支払明細書を提出したが、厚生年金保険料が3か月分控除されているのに、年金事務所の記録は2か月とされているので、調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は申立期間にA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、平成14年9月*日に解散しており、元事業主の協力は得られないため、不明であり、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

愛知厚生年金 事案4083

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年1月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年1月23日から同年4月1日まで

昭和25年にA社に入社し、同社に継続して勤務していた。被保険者期間に空白は無いはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続表彰状、A社から提出された社員台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し(昭和37年1月23日に同社C支店から同社B支店に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和37年4月の記録から、2万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和55年5月1日、資格喪失日に係る記録を57年5月10日に訂正するとともに、B社における資格取得日に係る記録を同年5月10日、資格喪失日に係る記録を58年11月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を55年5月から57年4月までは10万4,000円、同年5月から58年10月までは15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年5月1日から57年5月10日まで
② 昭和57年5月10日から58年11月25日まで

A社の入社日を明確には記憶していないが、遅くとも同社においてC支店長となった日(昭和55年5月1日)以降の申立期間①は同社に勤務していた。

また、A社には、昭和57年5月10日まで勤務し、引き続き申立期間②においてB社に勤務した後、58年11月25日以降は、自分がD社の事業主となった。

A社及びB社は、実質的には同じ会社であり、私と同様にA社からB社に引き続き勤務した複数の同僚は、厚生年金保険被保険者記録が継続しているので、私の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員(申立期間②当時は、B社の事業主)は、「自分が申立人をA社に入社させた。同社とB社は、事実上同じ事業所であり、申立人は、申立期間①はA社に、申立期間②はB社に継続して勤務し、いずれもC支店の支店長であった。」と証言しているとともに、申立期間①にA社、申立期間②にB社において厚生年金保険被保険者記録がある同僚も同様の証言をしている。

また、申立人のA社への入社時期については、申立人は、「入社後に研修が2か月ほどあり、研修終了後にC支店の支店長として勤務したので、入社時期は、昭和55年3月ごろだと思う。研修期間中は、給与から保険料を控除されていなかったと思う。」と具体的に主張しており、申立人が保管している同社C支店の不動産賃貸契約書の写しによると、当該支店の賃貸借の開始時期が昭和55年5月1日であると確認できることから、申立人は、少なくとも同年5月1日には、同社においてC支店長として勤務していたものと推認できる。

さらに、申立人が事業主となっているD社において、同社が厚生年金保険の新規適用事業所となった昭和58年11月25日に同社で被保険者資格を取得している7人(申立人を除く。)のうち6人は、B社からD社に転籍した者であり、当該6人のうち3人は、A社からB社に転籍した者であるところ、当該3人は、いずれもA社及びB社の厚生年金保険被保険者記録が継続していることが確認できる上、上記の役員は、「申立人はA社とB社に従業員として勤務していたので、ほかの従業員と同様に、給与を支払い、厚生年金保険の保険料も控除していたと思う。」と証言している。

なお、申立人のA社からB社への異動時期については、A社の被保険者であった上述の3人の同社における資格喪失日、及びB社における資格取得日が、いずれも昭和57年5月10日であることから、申立人も同様に、同年5月10日に異動したものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①においてA社に、申立期間②においてB社に継続して勤務(昭和57年5月10日にA社からB社に異動、58年11月25日に同社からD社に異動。)し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社及びB社における同僚の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、昭和55年5月から57年4月までは10万4,000円、同年5月から58年10月までは15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の役員が、「事業所が手続を誤った可能性がある。」としているとともに、申立期間①及び②に係る同社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、事業主から申立てどおりに被保険者資格の取得に係る届出が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出される機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和55年5月から58年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち申立期間に係る資格喪失日（昭和32年6月16日）及び資格取得日（34年3月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年6月16日から34年3月1日まで

私は、昭和31年11月にA社に入社し、53年12月まで継続して勤務していた。申立期間の被保険者記録が無いのは納得できない。厚生年金保険料を控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和31年11月25日に厚生年金保険の資格を取得し、32年6月16日に資格を喪失後、34年3月1日に同社において再度資格を取得しており、32年6月から34年2月までの申立期間に係る被保険者記録が無い。

しかし、申立期間においてA社の厚生年金保険被保険者であったことが確認できる複数の同僚が、「申立人は申立期間も継続して勤務しており、雇用形態や職種に変更は無かった。」と証言していることから、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務していたと推認される。

また、当時の事務担当者を含む複数の同僚が、「当時は、従業員はすべて厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を控除されていた。」と証言している上、オンライン記録によると、当該複数の同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和32年5月及び34年3月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、平成8年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は、既に死亡しているため、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを記録するとは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成3年9月8日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月8日から同年9月8日まで

私は、A社に平成3年9月7日まで勤務した。預金通帳で9月分の給与振込が確認できることから、勤務していたことが分かり、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の後任者の同僚（平成3年7月8日資格取得）は、「申立人は、私が入社してから2、3か月後に退職した。」と証言している。

また、申立人は、「A社には、平成3年9月7日まで出勤し、翌8日から年次有給休暇を消化して退職した。」と、自らの退職時の状況について具体的に証言している。

さらに、申立人から提出された預金通帳の写しにより、平成3年9月25日付けでA社からの給与振込が確認できるとともに、B社が保管する平成3年分給与所得の源泉徴収票によれば、申立人は、申立期間の厚生年金保険料をA社により控除されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、オンライン記録における平成3

年8月の標準報酬月額の改定記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、オンライン記録における資格喪失日が、雇用保険の記録における離職日の翌日となっていること、及び厚生年金基金における資格喪失日と同日となっていることから、事業主が平成3年8月8日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

愛知厚生年金 事案4087

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和40年9月13日）及び資格取得日（41年7月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月13日から41年7月1日まで

私は、A社に昭和40年8月3日に入社し、平成18年8月20日の退職日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録では、10か月の空白期間がある。退職時に会社から受け取った健康保険喪失連絡票には、申立期間も在職期間に含まれているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和40年8月3日に厚生年金保険の資格を取得し、同年9月13日に資格を喪失後、41年7月1日に同社において再度資格を取得しており、40年9月から41年6月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、A社から提出された申立人の退職届の写しによると、申立人の入社日は昭和40年8月3日、退職日は平成18年8月20日とされているとともに、同社が保管している社会保険台帳によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和40年8月3日とされ、その後、同資格を再取得した記録は確認できない。

また、申立人が保管しているA社発行の「退職金の支払について」によると、申立人の勤続年数は、37年4か月とされており、オンライン記録の資格取得日（昭和40年8月3日）から起算して、申立期間を含んだ場合の被保険者期間と

一致している上、申立人が保管している健康保険喪失連絡票によると、申立人は、健康保険の記録についても、資格取得日が同年8月3日、資格喪失日が平成18年8月21日とされ、空白期間は無く、上記の退職届の写しで確認できる申立人の勤務期間と一致していることが確認できる。

さらに、複数の同僚に聴取しても、申立期間当時のA社において厚生年金保険被保険者の資格取得が、本人の希望制によっていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、オンライン記録によると、申立人に係るA社の被保険者整理番号前後の同僚のうち、申立期間当時、被保険者記録に空白がある同僚が2人確認できるが、1人（空白1か月）は、既に死亡しており理由が明らかでなく、別の1人（空白29か月）は、同社に2度勤務した旨証言しているところ、当該2人を除いて被保険者記録に空白がある同僚は確認できない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の申立期間前後の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月から41年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和20年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められ、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年10月9日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月10日から同年11月1日まで

私は、昭和20年4月10日から同年10月末日まで、A社に勤務していたにもかかわらず、同社での記録が無いため、調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間後に勤務した事業所が保管している申立人の履歴書によると、申立人が昭和20年4月10日から同年10月8日までA社に勤務していた旨記載されており、申立人の同社B支店に係る入社から退職に至る経緯などの記憶は具体的である上、その内容は、申立期間に被保険者記録のある同僚の証言及び同社に係る文献の内容とも符合していることから、申立人は、当該期間において同社同支店に勤務していたことが推認できる。

また、A社の当時の総務、給与担当者の厚生年金保険に係る証言並びに同社社史の厚生年金保険被保険者の資格取得及び保険料控除に係る記述から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

一方、A社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）については、戦災によりすべて焼失し、現存する被保険者名簿は、昭和21年当時、在籍していた者を対象に復元されたものであることが確認できることから、同年の被保険者名簿復元当時、既に退職していた者の被保険者名簿を復元することは困難な状況にあったものと認められる。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿の記録漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が当該期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合的に考慮すると、事業主は、申立人が昭和20年4月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時は保険出張所）に行ったと認めるのが相当であり、かつ、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月9日とすることが妥当であると判断する。

また、当該期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

一方、申立期間のうち、昭和20年10月9日から同年11月1日までの期間については、上記の履歴書により、申立人が同年10月8日にA社を退職したことが確認できるとともに、当該期間に同社における被保険者記録がある同僚に聴取しても、申立人が当該期間に同社に勤務していたとする証言は得られず、ほかに申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和33年12月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月及び同年9月は1万4,000円、同年10月及び同年11月は1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年8月10日から同年12月30日まで

私は、A社に昭和32年11月から35年8月まで勤務した。一緒に勤務していた夫及び同僚には、同社が適用事業所ではなくなった33年12月30日まで被保険者記録があり、自分には無いことに納得がいかない。調査して申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和32年11月から35年8月までA社において、縫製業務に従事していた。同社が33年12月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなるまでは、厚生年金保険の被保険者記録があるはずである。」と主張しているが、オンライン記録では、昭和33年8月10日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したものとされている。

しかし、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった昭和33年12月30日に被保険者資格を喪失している同僚は、「申立人は、昭和33年12月30日以降もA社に勤務していた。」と証言しているとともに、同社に36年2月まで勤務していたとされる同僚は、「申立人は、昭和35年8月まで勤務し、結婚により退職した。」と証言していることから判断して、申立人は、申立期間において勤務形態及び職務内容に変更なく、同社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人は、「A社には特別な待遇で雇用され、月給制であった。昭和35年に結婚するまで正社員として勤務した。」と主張しているところ、当該主張内容は、複数の同僚が「申立人及びその夫は、特別な業務を行っていたため、月給制であり、正社員であった。」とする証言と符合している上、申立人と同様の待遇で雇用されていたとする申立人の夫の被保険者記録は、A社が適用事業所ではなくなった日まで継続していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和33年7月の記録及び同僚の記録から、同年8月及び同年9月を1万4,000円、同年10月及び同年11月を1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、事業主も既に他界しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和58年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年6月30日から同年7月1日まで

私の厚生年金保険被保険者記録は、昭和58年6月30日にA社において資格喪失したとされているが、私は、同年6月30日まで同社に勤務し、同年7月1日からB社に勤務した。よって、資格喪失日は同年7月1日となるはずである。調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の元事業主及び関連会社であるB社の事務担当者の証言から判断して、申立人がA社及びB社に継続して勤務し(昭和58年7月1日にA社からB社に異動。)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年5月の記録から、38万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資料が無いことから不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和58年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成元年3月まで

会社を辞めた後の昭和63年10月ごろ、国民健康保険に加入するため母親と一緒にA市役所に行った。母親が国民健康保険と共に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も毎月B信用金庫C支店で納付した。申立期間について、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた後の昭和63年10月ごろ、母親がA市役所において、申立人の国民健康保険と国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も母親が納付していたとしている。

しかし、A市における国民健康保険加入状況等記録によると、申立人が初めて国民健康保険に加入したのは平成3年12月19日とされている上、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人に記号番号が払い出されたのは4年1月であり、これ以外に申立人に対し別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続きが行われ、さかのぼって申立期間を国民年金被保険者期間とする処理が行われたものとみられる。

また、上記のとおり、申立人は申立期間の被保険者資格をさかのぼって取得していることから、申立期間当時、国民年金に未加入であり、保険料を納付することはできず、申立期間の被保険者資格を取得した時点では、申立期間は時効により保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していたA市の記録では、申立期間は未納とされており、オンライン記録と一致する。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申

告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年4月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月から平成2年3月まで
成人を迎えるにあたり、役所から国民年金の納付請求用紙が送られてきた。学生であったがアルバイトをする時間が無かったことなどから母親が国民年金保険料を納めてくれていた。母親に言われて1度私自身が郵便局で納付した記憶もある。

家庭のことをすべて行っていた母親が亡くなって10年以上経っているため覚えている者も書類も無いが、申立期間の保険料の納付があったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続に直接関与しておらず、これを行ったとする母親は既に死亡しているため、加入手続に関する詳細は不明である。

また、A市における国民年金記号番号払出簿によると、申立人に国民年金記号番号が払い出されたのは平成8年3月であり、これ以外に別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人はこのころに初めて国民年金に加入したものとみられ、国民年金被保険者資格取得日はオンライン記録及び申立人が所持する年金手帳のいずれにおいても申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年2月1日とされていることから、申立期間は国民年金に未加入となり保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人は学生であったことから、申立期間は任意加入対象者であり、加入手続を行った時点からさかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

加えて、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年12月から50年3月まで

私は、昭和48年か49年ごろにA市B区の職員から、今ならさかのぼって20歳からの国民年金保険料を納付することができると国民年金の加入を勧められ、同年か50年に、同区役所で元夫と共に国民年金加入手続を行った。加入手続の際に、申立期間のうち、さかのぼって3年間分の保険料（二人分で7、8万円ぐらい）を同区役所の支払窓口で納付した。その後、残る期間の保険料をどのように納付したのか覚えていないが、集金人に納付書で納付していたと思う。元夫と共に未納無く納付したつもりである。申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年か50年に国民年金加入手続の際に、申立期間のうち、3年間分の保険料を区役所窓口において一括納付し、残る期間の保険料は集金人に納付したとしているが、申立人は、申立期間のうち、どの3年間について一括納付したかの記憶は無いとしている上、一括納付したとする3年間以外の残る期間の保険料の納付時期、納付周期、納付金額等についてはよく覚えていないとしており、申立人の申立期間に係る保険料納付状況に関する記憶は曖昧である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年12月1日に元夫と連番で払い出されており、これ以外に申立人に対して別の記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の国民年金加入手続が行われ、その際にさかのぼって資格取得日を44年12月31日とする事務処理が行われたものとみられる。この手帳

記号番号払出日を基準にすると、この時期は第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中であり、過年度納付と特例納付を利用して申立期間の保険料を納付することは可能であった。しかしながら、申立人は、申立期間の保険料はさかのぼって納付した期間は3年間で、残る期間は現年度納付したとしているが、前述のとおり、過年度納付と特例納付を利用しなければ申立期間すべての期間の保険料を納付することはできず、申立人の主張と相違する。また、手帳記号番号払出日において、申立人は25歳、元夫は31歳であることから、申立人及びその元夫共に60歳到達の前月まで未納無く保険料を納付した場合には、国民年金の受給権確保（保険料納付月数等が合計で300か月必要）が可能であったことから、申立期間の保険料を申立人及びその元夫共に過年度納付及び特例納付を利用して納付する必要性は乏しかったものと考えられる上、申立人と一緒にさかのぼって保険料を納付したとする元夫も申立期間は未納とされている。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月

私は、ねんきん特別便で申立期間が未納とされていることを知った。平成4年6月に会社を退職した時に、父親が私の国民年金の加入手続を行い、当該期間の国民年金保険料を納付してくれたと思っていた。申立期間について、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする父親は、申立人の加入手続の時期及び加入手続後に交付される年金手帳の受領については覚えていないとしている上、保険料の納付についても口座引落で納付したことだけは覚えているが、口座引落の対象期間、納付金額等については覚えていないとしていることから、申立期間の加入手続及び保険料の納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、資格取得日を平成5年6月21日として同年9月2日にA市において払い出されており、これ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われたものとみられる。このことは、同市が保管する国民年金保険料納付状況一覧表においても、申立期間において、申立人が国民年金に加入し、納付していた記録が存在しないこととも符合する。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、父親が当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

平成6年4月に就職後、学生時代の国民年金保険料を納付していなかったため、昼休みにA町役場で国民年金加入手続を行い、同役場内のB銀行の出張所で納付金額は定かでないが、申立期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料を納付したことを示す資料は無いが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年4月ごろにA町役場で国民年金加入手続を行うとともに同役場内にあった銀行で申立期間の国民年金保険料を納付書によらず、現金のみでまとめて納付したとしているものの、申立人は、加入手続時期、加入手続後に交付される年金手帳の受領の有無、申立期間の保険料納付時期、納付金額等の記憶は曖昧であり、加入手続時の状況及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、オンライン記録によれば、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の10年4月1日とされており、基礎年金番号導入以前に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらず、A町においても、申立人が申立期間において国民年金に加入していた記録は存在しない。このため、申立期間は、国民年金に未加入となり、申立人は、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から同年7月まで

私は、昭和60年3月に事務所を退職した時に、事務所から国民年金に加入手続するよう助言を受けた。加入手続した時期や納付金額は覚えていないものの、A市B区役所の窓口で納付書に現金を添えて申立期間の国民年金保険料を納付したと思う。このため、申立期間が未加入、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年3月に事務所を退職した時に、事務所から国民年金に加入手続するよう助言を受け、加入手続したとしているところ、申立人は、加入手続を行った時期及び加入後の国民年金手帳の受領については記憶に無いとしており、加入手続状況の詳細は不明である。

また、申立人は、A市B区役所の窓口で納付書に現金を添えて申立期間の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付周期及び納付金額についての記憶は無いとしている上、同市では、申立期間当時、区役所窓口では保険料を取り扱っていなかったとしており、申立人の申立期間に係る保険料納付状況の記憶は曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、基礎年金番号導入（平成9年1月）後の同年4月1日とされており、それ以前に申立人に対し、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、A市においても申立人が申立期間において国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す記録は存在しない。このため、申立期間は国民年金に未加入となり、申立人は当該期間の保険料を納付することはできなかつたものとみら

れる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月から61年3月まで

私は、昭和50年2月にA市役所B支所で国民年金の任意加入の手続を行った。加入手続の際に窓口の女性職員から「付加年金の保険料を納付すると年金額が増える。」と勧められ、付加年金の加入手続も併せて行った。加入手続以降、61年3月まで定額保険料と付加保険料を納付していたが、付加保険料のみが未納とされている。申立期間について、付加保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年2月ごろ、国民年金の加入手続を行った際に、2枚の書類を記入したような覚えがあるとしているが、その書類が付加年金の申込書であったかどうかの明確な記憶は無く、申立人が国民年金の加入手続時に付加年金の加入手続を行ったとは言い難い。

また、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、申立人が申立期間について付加年金に加入していた形跡は見当たらない上、申立人が、申立期間のうち、昭和50年11月まで居住していたA市が保管する国民年金被保険者名簿を見ると、「附加年金」欄の「加入申出年月日」及び「喪失年月日」には何も記載されておらず、同様に申立期間のうち、同年11月以降居住していたC市における申立人の国民年金被保険者名簿及び国民年金情報検索システムを見ても、申立期間において申立人が付加年金の加入手続を行い、付加保険料を納付したことをうかがわせる形跡も見当たらない。このことは、付加年金加入者に対しては、同市では年金手帳にその旨記載することとされていたが、申立人が所持する年金手帳に付加年金に加入していたことをうかがわせる記載が無いこととも符合する。

さらに、申立人は、申立期間において納付した定額保険料及び付加保険料月額については、一緒に納付した保険料月額は1,000円か2,000円ぐらいであったとしているものの、申立期間の定額保険料月額は1,100円から6,740円、付加保険料月額は400円であったことから、申立人の主張とは相違する。

加えて、申立人は、A市に居住していた時はB支所で、C市に転居後はD区役所で、いずれも国民年金窓口において納付書により毎月納付し、その後は口座振替で申立期間の付加保険料を定額保険料と一緒に納付したとしているが、A市では、昭和46年度から納付書による3か月ごとの金融機関での納付であったとしている上、C市では、D区役所の国民年金担当窓口では保険料の納付は取り扱っていなかったとしていることから、申立人の主張と相違する。

その上、C市では、申立期間当時、付加年金加入者には、定額保険料額に付加保険料額を加算した金額の納付書(付加保険料は定額保険料と一緒に納付書により納付することとされていた。)が発行されており、同様に、口座振替により保険料を納付していた者も定額保険料額と付加保険料額を合算して引き落とされることになっていたことから、申立期間のうち、同市において定額保険料が納付済みとされている昭和51年1月から61年3月までの長期間にわたって、付加保険料のみが記録漏れとなるとは考え難い。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2370 (事案 941、1509 及び 1977 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A市B区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明。)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職してC区D町で飲食店を開業してからは、妻の兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで3回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな証言者が見付かったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月ごろに行われたと推認されること、申立人には加入手続及び保険料納付に関する具体的な記憶が無い上、保険料を納付していたとする妻が病気のため、その状況について確認することができないこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していたA市C区D町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かつ

たとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続の時期は、新たな証言者の証言と矛盾すること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（再申立て）の口頭意見陳述の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦がA市C区D町で経営していた飲食店を同人が訪れ国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和42年6月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前々回の申立て（再申立て）の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から47年3月まで

私は、母親から20歳から婚姻（昭和49年4月）するまでの間の国民年金保険料は納めてあると聞いていた。婚姻時に国民年金手帳を手渡され、これからは自分で払いなさいと言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間の国民年金保険料納付に直接関与しておらず、これを行ったとする母親も既に死亡していることから、加入手続及び保険料納付状況の詳細は不明である。

また、申立人は、姉が婚姻（昭和46年9月）するまでの同居していた期間の保険料も母親が納付していたと思うとしているが、姉は、任意加入被保険者として52年6月14日に初めて国民年金の資格を取得したとされていることから、姉は、申立期間当時は国民年金に未加入であったものとみられる。

さらに、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年1月10日に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続においてさかのぼって43年*月*日（20歳到達時）を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、A市が保管する国民年金被保険者名簿（検認表）及び申立人が所持する国民年金手帳（48年1月に払い出されたと思われるもの）の記載内容とも符合する。この手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、43年11月から45年9月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年10月から47年3月

までの期間の保険料については過年度納付することは可能であったものの、当該期間の保険料を母親が過年度納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から51年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から51年1月まで

私はA団地に住んでいた時、近所の友人に国民年金の加入を勧められた。長男（昭和41年*月生）の首が据わり、おんぶして冬のコートを着てB市C区役所に行き、国民年金加入手続を行ったので、時期的に42年10月ごろだと思う。その後、毎月同区役所で保険料を納付していたので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろ、友人に国民年金の加入を勧められ、B市C区役所で国民年金加入手続をしたとしているところ、加入手続後において交付される国民年金手帳は受け取っていないとしており、申立人の加入手続状況に係る記憶は曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料は、毎月B市C区役所の窓口で納付し、紙切れの領収書を受け取ったとしているところ、同市では、申立期間当時の保険料徴収は、3か月ごとに集金人（国民年金推進員）が国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式ちようぶを採っていたとしていることから、申立人の保険料納付方法に係る記憶とは相違する。

さらに、申立人は、申立期間当初の保険料月額が3,000円ぐらいで、その後4,000円ぐらいまで上がっていった記憶があるとしているが、申立期間の保険料月額は200円から1,100円であり、申立人が記憶する保険料月額とは相違する。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳払出控によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、任意加入被保険者として、昭和51年1月8日にB市C区

で払い出され、その資格取得日は同年2月25日とされており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人の初めての加入手続が行われたのは資格取得日とされた同年2月25日とみられる。このことは、申立人が所持する年金手帳の記載内容とも符合する。このため、夫は申立期間においては、厚生年金保険被保険者であったことから、申立期間は任意加入対象期間となり、制度上、さかのぼって国民年金被保険者資格を取得することはできず、この資格取得日を基準とすると、申立期間は国民年金に未加入となり、当該期間の保険料を納付することはできなかったものとみられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛知国民年金 事案 2373 (事案 942、1508 及び 1978 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 42 年 3 月まで

私は、A市B区の飲食店に勤務していた当時の同僚が年金(厚生年金保険か国民年金かは不明。)に加入していたということを聞いたことがあるので、同僚が加入していて私が加入していないのは納付できないし、また、退職してC区D町で飲食店を開業してからは、兄嫁に国民年金の加入を勧められて加入し、私が夫婦二人分の国民年金保険料を近所の女性の集金人に納付していたという申立内容で、これまで3回、第三者委員会に申立てをしたが、いずれも申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできないという通知文を受け取った。

今回、新たな証言者が見付かったので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の払出日から申立人夫婦の国民年金の加入手続は申立期間後の昭和 42 年 6 月ごろに行われたと推認されること、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人が病気のため、その状況について確認することができない上、夫には加入手続及び保険料納付に関する具体的な記憶が無いこと、申立期間当時に申立人夫婦が居住していたA市C区D町で保険料を集金していた集金人に聴取しても、申立人夫婦の保険料を集金していたことをうかがわせる証言は得られなかったことなどから、当委員会の決定に基づく平成 21 年 1 月 15 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料納付方法を思い出したほか、新たな証言者が二人見付かつ

たとして当委員会に再申立てを行ったが、申立人が主張する加入手続の時期は、新たな証言者の証言と矛盾すること、新たな証言者から聴取を行っても、申立人夫婦が保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年6月17日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前回の申立て（再申立て）の口頭意見陳述の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦がA市C区D町で経営していた飲食店を同人が訪れ国民年金のことを聞いたのは、申立期間後の昭和42年6月以降のことであるとの説明に変更は無く、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかったことから、既に当委員会の決定に基づく平成22年1月14日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、上記の当委員会の通知を受けた後、申立人夫婦の申立期間の国民年金保険料の納付について、新たな証言者が見付かったと申し立てている。しかし、当該証言者は、前々回の申立て（再申立て）の際に、申立人が主張した証言者と同一者であり、新たな証言者とは認められない上、改めて、同人に聴取しても、申立人夫婦の申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる証言は得られなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

私は昭和36年の春ごろ、A市B区のアパートに引っ越してすぐに、大家から国民年金制度の説明を受け、加入を勧められたので国民年金加入手続をした。国民年金保険料は、最初の2回は大家に現金を渡し、3回目からは区役所の方が毎月集金に来て、月200円ほどを納付し、領収書を受け取っていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区のアパートに引っ越した昭和36年ごろ、同アパートを管理する大家に国民年金の加入を勧められ、大家を通して加入手続をしたとしているところ、申立人は、申立期間当時、大家は既に高齢であったとしていることから、加入手続等について聴取することはできず、加入手続状況について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、最初の2回はアパートを管理する大家に渡し、その後、毎月自宅に来た集金人（国民年金推進員）に納付し領収書を受け取ったとしているところ、A市では、保険料は昭和36年4月から37年10月までは区役所窓口で取り扱い、同年11月からは3か月ごとに集金人（国民年金推進員）が徴収し、その納付方法は国民年金手帳に印紙を貼付する印紙検認方式（昭和36年度から49年度まで）を採っていたとしていることから、申立人の申立期間の保険料納付方法に係る記憶とは相違する。

さらに、申立人は、申立期間当初の保険料月額が200円ぐらいであったとしているが、申立期間のうち、昭和36年4月から41年12月までの保険料月額は100円、42年1月から43年3月までの保険料月額は200円であり、申立人

が記憶する保険料月額とは相違する。

加えて、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和43年12月に払い出され、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続においてさかのぼって36年4月1日（国民年金制度発足時）を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。このことは、申立人が所持する国民年金手帳（43年12月に払い出されたと思われるもの）の記載内容及びA市が保管する国民年金被保険者名簿とも符合する。このため、申立人は、申立期間当時は国民年金に未加入であったものとみられる。この申立人の手帳記号番号払出時期を基準とすると、申立期間のうち、36年4月から41年9月までの期間の保険料は時効により納付することはできず、同年10月から43年3月までの期間の保険料は過年度納付が可能であったものの、同市では過年度保険料は取り扱っていなかったとしていることから、区役所又は集金人（国民年金推進員）に過年度納付することはできなかつた上、申立人はさかのぼってまとめて保険料を納付した記憶は無いとしている。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年12月まで

A市から加入勧奨の通知が届いたので、昭和38年か39年ごろ、元妻と一緒に国民年金の加入手続をした。その後、40年から42年ごろまで、再三、同市職員が自宅に訪れ、未納分をまとめて払えば年金が満額受け取れると言われたので、同市職員に納付した。未納分をまとめて納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年から42年ごろまで自宅に訪れたA市職員から未納となっている申立期間の国民年金保険料をまとめて納付すると年金が満額受給できると説明を受け、自身と元妻二人分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人は、申立期間の保険料納付時期及び納付金額についての記憶は無い上、申立内容から、申立人は申立期間の保険料を特例納付したとする主張と思われるが、申立人が申立期間の保険料を納付したとする同年ごろは特例納付実施期間中ではないことから、この時期に申立期間の保険料を特例納付することはできない。

また、オンライン記録及び国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月5日に元妻と連番で払い出されており、これ以前に申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、この加入手続においてさかのぼって35年10月1日を資格取得日とする事務処理が行われたものとみられる。しかしながら、A市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿を見ると、申立期間は未納とされている上、同名簿の備考欄には「49.9.24 18条による催告」と記載されていることから、

第2回特例納付実施期間（49年1月から50年12月まで）中である49年9月24日に申立人に対し、特例納付の催告が行われたことが確認できる。このため、この特例納付の催告が行われたのは申立期間の保険料であったものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は未納であったものとみられる。

さらに、国民年金被保険者台帳を見ると、申立期間直後の昭和41年1月から同年3月までの保険料が42年9月25日に過年度納付されていることが確認できる。この3か月の保険料が過年度納付された時点で、申立人は60歳到達時の前月まで未納無く保険料を納付した場合、年金受給権（納付月数等が300か月必要）を確保することが可能であったことから、申立人が再三A市職員から未納分の保険料の納付勧奨を受け、保険料を納付したとする記憶は、当該期間の保険料納付であった可能性も否定できない。

加えて、申立期間の保険料と一緒に納付したとする元妻も申立期間は未納とされている。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年8月31日から同年9月1日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成15年9月1日から同年10月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年8月31日から同年10月1日まで
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、平成15年8月と同年9月の記録が無いことが分かった。

申立期間についてもA社に勤務し、給与支給明細書により厚生年金保険料が控除されていたことが分かるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成15年8月及び同年9月の給与支給明細書により、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていることが認められるところ、A社は、「給与の締日は月末日、支給日は翌月末日であり、厚生年金保険料については、翌月に支払う給与から当月の保険料を控除している。」と回答していることから、同年8月の給与支給明細書については、同年7月分の勤務に係る給与及び厚生年金保険料であり、同様に同年9月の給与支給明細書については、同年8月分の勤務に係る給与及び厚生年金保険料であるものと考えられる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、平成15年8月30日とされており、当該離職日の翌日は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日と一致していることが確認できる。

また、A社から提出された給与台帳によると、申立人について、同年9月分の勤務に係る給与支給及び厚生年金保険料の控除は確認できないことから、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、国民健康保険の記録によると、申立人の資格取得日は、平成15年8月31日となっていることから、申立人は、申立期間当時、政府管掌健康保険の被保険者資格を喪失した旨承知していたことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険法では、第19条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」と規定されており、第14条においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されている。

このほか、申立人の申立期間のうち、平成15年9月1日以降の期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、平成15年8月31日から同年9月1日までの期間について、申立人は、同年8月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められるものの、当該期間においてA社に使用されていた者であったとは言えないことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。また、申立期間のうち、同年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年10月31日から42年3月1日まで

私は、昭和41年6月にA事業所に入社し、43年4月まで継続して勤務していた。しかし、ねんきん特別便により、その間に、同事業所以外の記録が1か月あるほか、5か月の空白期間があることを初めて知った。その5か月については、同事業所で働いていたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA事業所の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が、申立人のことを記憶していることから、時期は特定できないものの、申立人が申立期間に同事業所で勤務していたことはうかがえる。

しかし、申立期間当時のA事業所の代表社員、及び申立人が「A事業所以外の記録が1か月ある。」とするB事業所の代表理事は、いずれも申立人の父であったところ、A事業所は、昭和43年4月12日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主（申立人の父）は、既に死亡している上、当時の取締役（申立人の母）は、「当時の資料は無い。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、別の同僚の妻は、「当時、A事業所に勤務していた夫と義父の年金記録は、入社後から8か月間は無い。」と証言しており、A事業所では、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがえるところ、申立人には、申立期間前にB事業所における被保険者記録が確認できることから、同事業所からA事業所に復帰した際、申立人も、同僚と同様に一定の期間、被保険者資格を取得させない取扱いとされた可能性が考えられる。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月ごろから 43 年 2 月ごろまで
② 昭和 46 年 10 月ごろから 48 年 1 月ごろまで

申立期間①については、A社に勤務していたので、社会保険に加入していたと思う。また、申立期間②については、昭和 46 年に長男が産まれているので、B社に勤務した当時は健康保険に加入していたはずであり、扶養家族の書類を提出した記憶もある。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社の厚生年金保険の被保険者記録のある同僚が、「私が入社した昭和 41 年 8 月ごろには既に申立人は勤務しており、私が転勤した 42 年 1 月までは勤務していた。」と証言していること、及びC事業所から提出された外務員登録原簿によれば、申立人は、昭和 42 年 4 月には既に他社で勤務していた旨記載されていることから、申立人は、当該期間のうち、少なくとも 41 年 8 月ごろから 42 年 3 月ごろまでA社に勤務していたことがわかる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、前述の同僚は、厚生年金保険の被保険者資格を入社から 8 か月後の昭和 42 年 4 月 18 日に取得しているとともに、申立人が記憶している同僚 1 人は、同社の厚生年金保険の被保険者記録が無いことから、同社では、当時、入社と同時に従業員全員が厚生年金保険の被保険者資格を取得することはなかった状況がうかがえる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、平成元年 12 月*日に解散しており、申立期間当時の人事資料も入手できないことから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、B社の業務内容、事業主、設立年月日などを記憶していることから、期間の特定はできないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがえる。

しかし、B社は、オンライン記録及び厚生年金保険適用事業所名簿において、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、オンライン記録によると、B社の事業主も、当該期間において厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、B社は、既に解散しており、当時の事業主も、既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

加えて、申立人は、当該期間における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月から 36 年 4 月まで
昭和 35 年 3 月初旬に高校を卒業し、知人の紹介でA社に入社した。当時の職場の写真と、慰安旅行の写真を所持しているため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間にA社の厚生年金保険被保険者記録のある同僚が申立人を記憶している上、申立人が被保険者記録のある複数の同僚を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社で勤務していたことはうかがわれる。

しかし、申立人を記憶している同僚は、「自分の入社日は、厚生年金保険の資格取得日と一致していない。」と証言している上、当該同僚を含め、申立人が入社日には既にA社で勤務していたと記憶している複数の同僚の資格取得日が、申立人が同社で勤務を開始したと主張する月と同月であることから、当時、同社では従業員を採用と同時に被保険者資格を取得させていなかった状況がうかがわれる。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主も、既に死亡しており、当時の関係書類も保管されていないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4095

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月1日から21年4月1日まで

私は、昭和21年3月末に結婚退職するまでA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、20年9月1日に被保険者資格を喪失したとされており、納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社で継続して勤務していたと主張しているが、同社は、申立人の人事記録、賃金台帳等は保管しておらず、当時のことは不明であると回答している。

また、申立人が記憶しているA社の同僚2人のうち、1人は、申立期間以前に同社での被保険者資格を喪失していることが確認できる上、残る1人は、申立期間において同社での被保険者記録が確認できないところ、いずれの同僚も所在不明等で連絡が取れないことから、申立人の同社における勤務実態について確認できない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4096 (事案 1997 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月23日から41年1月1日まで

申立期間について、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。私の所持している「臨時雇用員就労カード」及び「就労日数」表により、私が申立期間においてA事業所に勤務していたことが確認できるのだから、前回の審議結果に納得がいかない。再度審議の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している「臨時雇用員就労カード」及び「就労日数」表により、申立人が、当該期間にA事業所において勤務していたことは確認できるが、厚生年金保険記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険の資格取得に必要な当該番号が、昭和41年2月2日に払い出されている上、雇用保険の資格取得日も同年1月1日と記録されており、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「前回の審議結果に納得できないので、再度調査してほしい。」と主張し再申立てを行っているが、当該主張のみでは、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実とは認めることはできない。

そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4097

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年5月6日から同年12月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について、私がA社顧問に就任した際、同社と合意した60万円の給与に見合う標準報酬月額となっていない。申立期間に3回支払われた給与は、合意した給与に満たないものであったが、平成11年には、同社と合意した給与に基づく源泉徴収票を同社から受領し、確定申告しているのので、調査して、正しい厚生年金保険の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の印が押された申立期間の各月の未払給与額及び支給された一部の給与額を記した資料を提出し、申立期間の給与額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高い額になる旨申し立てている。

しかし、申立人から提出された上述の資料によると、申立期間における給与の手取り予定額は約350万円であるが、このうち、既に支給済みの給与額は50万円であり、差引約300万円の未払給与がある旨記載されているとともに、申立人は未払の給与があったとし、申立人と同時期に勤務していた従業員も、申立人と同様に、給与の未払があったと証言していることから、申立期間において申立人に支払われた給与額は、上記の資料どおりの50万円であったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、A社から受領した源泉徴収票により、平成11年の確定申告を行った旨証言しているが、保管期限を過ぎていることから、当時の確定申告書等を確認できない。

さらに、申立人は、上述のとおり、申立期間の給与の大半が未払であったと

証言している上、申立人から提出された上述の資料によると、申立期間に実際に支給されたとされる給与額は、オンライン記録の標準報酬月額を下回っていることが確認できる。

加えて、A社は、平成13年5月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の役員とも連絡が取れないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月12日から同年6月10日まで

私は、申立期間においてA社で勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する身分証明書及び履歴書、並びに同僚の証言により、申立期間当時、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は、昭和34年6月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱い等について確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和33年11月17日を資格取得日とする者を同社における最終取得者として記録しており、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者は確認できない。

さらに、申立人は、申立期間において厚生年金保険料を控除された記憶が無いとしており、申立人のA社における勤務を証言する同僚からも、当時の同社における厚生年金保険の取扱いについては証言を得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4099

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

私は、A社に昭和44年4月1日から47年3月31日まで勤務していたので、厚生年金保険の資格喪失日は同年4月1日となるはずであるが、被保険者記録は同年3月31日とされているため、申立期間の1か月について厚生年金保険被保険者記録が無い。保険料控除を証明する資料は無いが、申立期間について勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人のA社における離職日は、昭和47年3月31日とされている。

しかし、A社に照会したところ、「申立期間当時の厚生年金保険料控除が確認できる資料は残っておらず、申立人の退職月の厚生年金保険料控除の有無については、不明である。」と回答しており、申立人の退職日及び退職月の保険料控除について確認できない。

また、B健康保険組合が保管する健康保険被保険者名簿の申立人の資格喪失日は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立人の資格喪失日と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間当時のA社事務担当者は、連絡が取れないことから、証言を得ることができない。

加えて、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日である昭和47年3月31日前後の月末に資格喪失している同僚12人に照会したが、A社における退職月の保険料控除について証言を得ることもできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 32 年 9 月 26 日から 33 年 3 月 10 日まで

年金記録を確認したところ、A事業所及びB社の厚生年金保険被保険者記録が、実際の勤務期間に比べ短いことが分かった。保険料控除を確認できる資料等はないが、正社員で勤務していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶しているA事業所の同僚7人のうち、2人は、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険被保険者記録が確認できない。

また、当該被保険者名簿において、申立人と同じ昭和32年7月1日にA事業所における被保険者資格を取得している同僚7人のうち、2人は、「厚生年金保険の資格取得日前からA事業所で勤務していた。」と証言していることから、申立期間当時、同事業所では、入社から一定期間経過した後まとめて被保険者資格の取得手続を行っていたものと考えられる。

さらに、A事業所の現在の事業主は、申立期間当時の資料は残っていないとしており、当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、「A事業所の同僚と共に同事業所を退職し、空白期間なくB社に入社した。」と主張しているが、当該同僚は、「A事業所退職後にB社で勤務した記憶は無い。」と証言しており、B社の健康保険厚生年

金保険被保険者名簿にも、当該同僚の氏名は確認できない。

また、申立人は、前述の同僚以外に、代表取締役であった直属の上司を含めた同僚4人の名前を記憶しているところ、このうち1人は、B社における厚生年金保険被保険者記録が確認できず、上司を含む3人は、同社における被保険者記録が確認できるものの、連絡先が明らかでないことから、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立期間にB社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人が申立期間に同社で勤務していたとする証言を得ることはできない上、このうち1人は、「自分のB社での厚生年金保険の資格取得日は、昭和33年7月2日とされているが、実際は32年5月ごろから勤務していた。」と証言している。

加えて、B社解散時の取締役で、申立期間以降、同社の社会保険事務を担当していた者は、「当時、従業員の出入りは非常に多く、厚生年金保険に未加入の者も多かった。厚生年金保険に加入するか否かは、直属の上司が勤務状態などにより判断していた。」と回答していることから、申立期間当時、同社では入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを行っていなかったことがうかがわれる。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間①及び②について、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 3 月から同年 9 月 3 日まで
② 昭和 22 年 5 月 25 日から 24 年 3 月まで

申立期間①及び②について、A社に勤務していたので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は、当初、A社に勤務していた昭和 21 年 3 月から 24 年 3 月までの期間について、厚生年金保険の被保険者記録が無いとして記録の確認を申し立てたところ、調査の途上において、21 年 9 月 3 日から 22 年 5 月 25 日までの期間に係る基礎年金番号に未統合の被保険者記録が見付かり、申立人の被保険者記録であると認められたことから、いったん、平成 20 年 8 月 10 日付けで、申立てを取り下げたものの、この度、「申立期間①及び②についてもA社に勤務していたので、改めて調べてほしい。」として、申立てに至ったものである。

しかしながら、申立人の勤務期間に係る記憶は曖昧^{あいまい}であり、同僚に係る記憶についても、名字のみの記憶である上、A社B支店の申立期間当時の健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、大部分が欠落していることから、当時の同僚を特定して周辺事情を調査することができない。

また、A社は、既に昭和 46 年 4 月に解散しており、当時の人事関係資料等が入手できないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が「働いていたのは間違いないので、ひょっとしたら、違う名前を検索したら記録が発見されるのではないか。」とする希望に基づき、申立人の氏名と類似する氏名によりオンラインの氏名検索を行ったものの、当該

類似氏名に一致する被保険者記録は確認できない。

加えて、申立期間当時にA社の厚生年金保険被保険者であった者は、「私の年金記録は勤務期間と一致している。当時のA社は労働組合もあったので、入社したらすぐに厚生年金保険に加入させ、届出もしっかりしていたと思う。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年1月から32年4月21日まで
② 昭和32年6月15日から同年10月まで

昭和30年1月から32年10月までA社に継続して勤務して、給与から保険料を控除されていたが、申立期間①及び②に係る年金記録が無いので、当該期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人は、A社において昭和32年4月21日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年6月15日に資格を喪失していることが確認できるところ、申立人は、「昭和30年1月から32年10月までA社に継続して勤務していたので、被保険者期間が短すぎる。」と主張している。

しかしながら、A社は、昭和49年12月に解散しており、申立期間当時の事業主とは連絡が取れないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が名字を記憶していた同僚3人のうち1人が、「申立人のことを知っている。」と回答しているものの、申立人が勤務していた時期を特定できる証言は得られない。

さらに、A社に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人の資格取得日は昭和32年4月21日となっており、申立人の被保険者記号番号は、申立人と同日付けで資格取得している同僚15人と連番で同年5月14日に払い出されていることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳における申立人の被保険者記録は、いずれも資格取得日が同年4月21日、資格喪失日が同年6月15日とされており、オンライン記録と一致しているなど、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然

な点は見られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年1月から30年11月30日まで

A社に勤務したのに、厚生年金保険の被保険者としての記録が無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された被保険者資格取得・喪失記録ノート(以下「記録ノート」という。)に、申立人が昭和30年5月1日から31年5月1日まで同社において厚生年金保険被保険者であったことをうかがわせる記載があることから判断して、申立人が当該期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該記録ノートの記載内容の信憑性^{びよう}について、A社の事務担当者は、「この記録ノートは、各支社からの報告を基にして本社で作成したものであるが、記載されている内容が、厚生年金保険の被保険者記録と一致しているかどうかは分からない。」と証言している。

また、当該記録ノートにおいて申立期間当時の資格取得日が記載されている11人について、厚生年金保険の被保険者記録と照合したところ、資格取得日が一致している者は4人、一致していない者が4人(1か月から1年2か月までの相違)であり、残る3人は、申立人と同様に、A社における被保険者記録が確認できない。

さらに、当該記録ノートに記載された上記11人については、被保険者記録の確認できない3人は、氏名しか判明しないため連絡先が把握できず、記録が確認できる8人のうち、昭和生まれの3人も、連絡先が把握できない上、残る5人は、いずれも明治又は大正生まれと高齢であり、申立人の勤務実態及び当時のA社の厚生年金保険の取扱いについて証言を得ることができない。

加えて、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康

保険の整理番号に欠番は見られない上、B健康保険組合は、「申立期間に係る申立人の被保険者記録は無い。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 21 年 2 月 1 日から同年 4 月 2 日まで
② 昭和 21 年 11 月 26 日から 24 年 12 月 31 日まで

昭和 17 年 9 月 1 日にA社に入社し、会社が解散するまで継続勤務した。戦争が激しくなったため、20 年から 22 年ごろまでは、隣町に疎開したが、一日も休むことなく勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における昭和 23 年末の出来事に係る記憶が具体的であることから、申立期間②のうち、同年末当時に、申立人が同社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、登記上昭和 21 年 11 月*日に解散しており、当時の事業主は、既に死亡している上、当時の同僚は、いずれも死亡又は連絡先が明らかでないことにより、申立期間①及び②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社B支店は、昭和 21 年 11 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社同支店が申立期間②において適用事業所であった記録は確認できない。

さらに、オンライン記録によると、A社C支店は、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日が明らかでないが、同社同支店における同僚及び申立人は、いずれも昭和 21 年 2 月 1 日までに被保険者資格を喪失していることから、同社同支店は、同日以降申立期間①において適用事業所に該当しなくなったことがうかがえる。

加えて、上記のとおり、A社C支店において昭和 21 年 2 月 1 日に被保険者

資格を喪失した 40 人（申立人を含む。）のうち、その後、同社 B 支店において被保険者記録が確認できる 10 人（申立人を含む。）は、いずれも同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった日（同年 4 月 2 日）に被保険者資格を取得していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 7 月から 62 年 10 月まで
② 平成 2 年 4 月から 3 年 7 月まで
③ 平成 3 年 10 月から 4 年 2 月まで

申立期間①について、派遣元の会社は不明であるが、派遣先の A 社で勤務していた。申立期間②について、B 社で社員として働いていた。申立期間③について、C 社の派遣社員として勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、派遣先の事業所名しか記憶していないことから、派遣元の事業所名が不明で、申立てに係る派遣元の事業所を特定できない。

また、派遣先とされる事業所も、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主の連絡先も不明であるため、派遣元の事業所名、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、申立人は、当時の同僚について記憶していないとしている。

申立期間②について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において B 社に勤務していたことは認められる。

しかし、B 社は、当該期間において厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、B 社は、平成 9 年 10 月 * 日に解散している上、当時の事業主を含め役員は、いずれも連絡が取れず、申立人は、当時の同僚について記憶していないため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

申立期間③について、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間においてC社に勤務していたことは認められる。

しかし、派遣社員に係る労務管理者を含む複数の同僚は、「正社員は、入社時から全員厚生年金保険に加入しているが、派遣社員は、希望制であった。希望者は、半数ぐらいであった。」としている。

また、C社の当時の事業主を含む役員は、いずれも連絡先が不明であるため、申立人の当該期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、C社の当該期間におけるオンライン記録に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

加えて、申立人の父の勤務先が加入する健康保険組合の記録によると、申立人は、申立期間①、②及び③の一部を含む昭和57年4月30日から平成3年12月2日までの期間において、父の被扶養者とされていたことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月から 47 年 1 月まで

申立期間にA社に勤務していた。時期は異なるものの、友達のB氏も同じ会社に勤務していて、同氏には同社の厚生年金保険被保険者記録があるのに、私の記録が無いのはおかしい。また、同僚には、私より前から勤めていた年上のC氏がいた。勤務していたことは間違いないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚C氏がA社における被保険者記録が確認できることから、時期は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社は、「当時の資料は残存せず、当時のことを知る人もいないので、当時のことは不明。」としている上、申立人の友人であるB氏は、申立期間の約2年後にA社における被保険者記録が確認できるものの、申立期間当時は他社に勤務しており、申立人が名前を挙げた同僚C氏は、調査協力が得られないため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

また、申立人が名前を挙げた友人のD氏は、A社における被保険者記録が確認できない上、ほかの同僚は、「私は、約3年間A社に勤めたが、厚生年金保険の被保険者記録は、半年余りしかない。」としており、申立期間当時、A社では必ずしも入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間における雇用保険の記録が無い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の申立期間（資格取

得者7人)に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 20 日から 35 年 2 月 1 日まで
A社を退職後すぐにB社（C社）に入社したので、年金記録は継続するはずだと思う。申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社の同僚の証言及びB社が「C社保管の「立案一覧」に、件名「臨時採用について（D氏）」、立案日「34. 4. 10」等と記載があることからすると、申立人は昭和 34 年 4 月に同社に採用されたと思われる。」としていることから、申立人が申立期間にC社（当時、厚生年金保険の被保険者資格はB社において取得。）に勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、「当社保管の「厚生年金被保険者名簿」に記載されている申立人の被保険者記録と厚生労働省の記録が一致していること、「立案一覧」の件名が「臨時採用について」と記載されていることなどから、申立人は、当初、臨時職員として採用されたため厚生年金保険には加入しておらず、昭和 35 年 2 月 1 日付けで正社員（又は正社員に準ずる身分）になり、厚生年金保険に加入したのではないか。」としている。

また、C社で申立人と同様の職種であった同僚も、「入社から数か月後に、厚生年金保険の被保険者資格を取得している。」としている。

さらに、B社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案 4108 (事案 1621 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年6月4日から35年10月1日まで

申立期間について、平成21年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知をもらった。

しかし、昭和29年という年は、私が結婚した最良の年であり、A社の業績も好調で、工場もフル稼働の時代であったのに、その年に同社が全喪とされているような事実は無く、真っ赤な嘘であり、37年発足のB社に入社したという知人たちが証言している。A社が合併したのは、37年ごろだと思う。また、同社の発足時からB社の全喪時まで勤務した者も、私が永年A社に勤務したことを確認してくれた。

これらの証言から、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の中に、申立人を記憶する者がいないこと、昭和29年12月1日に、A社がB社に吸収合併されているところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の中に、申立人の名前は無いこと、合併後の同社も既に解散しており、申立人の勤務実態について確認できないことなどから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年9月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、「A社が合併されてB社と社名変更になったとされている昭和29年という年は、私が結婚した最良の年であり、会社の業績も好調で、工場もフル稼働の時代であった。そんな時期に同社が全喪とされているよ

うな事実はない。37年発足のB社に入社した知人たちも証言している。」として、新たに5人の同僚の氏名を挙げ、前回の決定に納得できない旨主張している。

しかし、当該5人を含む複数の元同僚から聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態を裏付ける証言を得ることはできず、ほかに申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年5月から46年2月まで
② 昭和56年12月から57年7月まで
③ 平成8年5月から同年10月まで

私は、申立期間①についてはA社に、申立期間②についてはB社に、申立期間③についてはC社に勤務していたが、社会保険事務所（当時）で確認したところ、厚生年金保険の被保険者記録が無いことが分かった。厚生年金保険料が控除されていたことを証明する資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の記録によると、申立人のA社での資格取得日が昭和45年5月20日、離職日が同年11月16日であることから、申立人が当該期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の事務担当者及び現場責任者を含む複数の同僚は、「当時は、通年雇用の正社員が20人ぐらいと、夏季のみ出稼ぎの臨時職員が50人から80人いたが、出稼ぎの臨時職員については、雇用保険は加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号*番（昭和44年1月5日資格取得）から整理番号*番（46年5月10日資格取得）までに、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、当該期間にA社での厚生年金保険被保険者記録がある同僚14人に照会したところ、申立人が勤務していたことを記憶している者はおらず、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も明らかでないことから、申立人の勤務実態等について確認できない。

申立期間②について、雇用保険の記録によると、申立人のB社での資格取得日が昭和57年2月10日、離職日が同年4月12日であることが確認できる上、当時の事務担当者を含む複数の同僚は、「勤務期間は不明だが、申立人の氏名には記憶がある。」と証言していることから、申立人が当該期間の一部において同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時の事務担当者を含む複数の同僚は、「当時は、正社員が20人ぐらいと、アルバイトが20人から30人いたが、アルバイトについては、厚生年金に加入させていなかった。職業安定所でアルバイトの募集をしていたので、雇用保険だけは加入させていた。」と証言している。

また、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号*番（昭和56年4月1日資格取得）から整理番号*番（58年4月1日資格取得）までに、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

さらに、B社は、現存しているものの、当時の人事関係資料等は保存されておらず、当時の事業主は、既に死亡していることから、申立人の勤務実態等について確認できない。

申立期間③について、申立人は、「C社に入社し、マンションの管理人として住み込みで働いていた。」と主張しているところ、戸籍謄本附票により、申立人が平成8年5月10日から同年10月17日まで、当該マンションに居住していたことが確認できる上、オンラインの記録により、申立人は、C社で同年3月1日に健康保険被保険者の資格を取得し、同年10月17日に同資格を喪失していることが確認できることから、申立人が当該期間において、同社に勤務していたことが認められる。

しかし、申立期間③における申立人の年齢が65歳以上であることから、申立人は、当該期間において、当時の厚生年金保険法の適用除外に該当する者であったことがうかがえる。

また、C社の現在の事務担当者は、「当時の資料としては、健康保険喪失届の控え（平成8年10月17日資格喪失）しか残っていないが、顧問労務士と相談の上、遅滞なく適正に事務処理をしてきたと思っている。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4110

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月ごろから31年11月25日まで

私は、昭和28年4月ごろから31年11月25日までA社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に勤務していたのは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶しているA社の同僚は、「私は、昭和25年にA社に入社した。申立人は、申立期間当時に同社に勤務していた。」と証言している上、別の同僚1人も申立人を記憶していることから、申立期間当時、申立人が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、事業所台帳によると、A社は、申立期間後の昭和36年6月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できない。

また、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない上、当時の事業主は、既に死亡しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認できない。

さらに、前述の同僚も含め、A社が適用事業所となった昭和36年6月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚のうち、年齢から見て、申立期間に同社で勤務していた可能性のある複数の同僚に照会したが、同社が適用事業所となる以前の期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4111（事案2025の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人は、申立期間②、④及び⑤について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年8月から43年5月まで
② 昭和43年11月1日から44年8月16日まで
③ 昭和44年3月から46年7月1日まで
④ 昭和46年7月1日から55年8月21日まで
⑤ 昭和56年1月6日から58年9月1日まで

前回の申立てについて、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知文をもらった。

しかし、私は、申立期間①及び③にA社で勤務していたことは確かであるので、特に新たな資料は無いが、再度調査してほしい。

また、申立期間②、④及び⑤の標準報酬月額についても、特に新たな資料等は無いが、入社当初の標準報酬月額は、仕事の内容から判断すると低いと思うし、昭和52年に住宅を購入し、月々8万6,000円を返済しており、実際には28万円ぐらい給与をもらっており、厚生年金保険被保険者記録の標準報酬月額には納得できないので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び③に係る申立てについては、雇用保険の記録と厚生年金保険の記録がほぼ一致していること、健康保険厚生年金保険被保険者原票の記載等に不自然さが認められないことなどの理由から、また、申立期間②、④及び⑤については、申立人及び複数の同僚の標準報酬月額がほぼ同額であり、申立人の標準報酬月額のみが異なる扱いであったとする事情が見当たらないことなどの理由から、既に当委員会の決定に基づき、平成21年12月2日付けで年金記録の訂正は必要でない旨の通知が行われている。

これに対し、申立人は、「新たな資料は無いが、昭和42年8月にA社に入社し、43年5月に実家の家業を手伝うために退職した。その後、44年3月に同社に再入社した。再入社から半年から1年ぐらいでB社から車を買ったことを覚えている。また、入社当初の標準報酬月額、仕事の内容からすると、さらに10万円ぐらいは高いはずだ。その後、52年に家を買って月々8万6,000円の返済をしていたので、その時点で給与は28万円ぐらいもらっていたと思う。」と主張し、再度申立てを行っている。

しかし、申立期間①及び③について、前回の申立てに係る調査において聴取した同僚に、再度聴取したが、申立人の主張を裏付ける新たな証言は得ることはできなかった。

また、申立人の弟は、「兄とは交互に家業を手伝っていた。私が高社で勤務していた期間は、兄は家業を手伝っていたはずである。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立人の弟は、当該他社で厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人の申立期間③におけるA社の被保険者記録が確認できない期間(昭和44年8月16日から46年7月1日まで)とおおむね一致することから、申立人は、申立期間③において家業を手伝っていたとみられ、同社には勤務していなかったことがうかがえる。

さらに、申立人は、「2回目に入社した昭和44年3月の半年から1年以内にB社で車を購入した。」と主張しているが、B社は、「昭和44年ごろの資料は残っていないので、申立人にいつ車を買ってもらったかは分からない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける証言を得ることはできなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び③の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

申立期間②、④及び⑤について、申立人は、「昭和52年に住宅を購入して月々8万6,000円を返済していたので、当時の給与額は28万円ぐらいであった。」と証言しているが、当該住宅の不動産登記簿謄本及び申立人の住民票によると、申立人は、昭和53年10月30日に当該住宅を購入し、同年11月3日に転居していることが確認できる。

また、昭和53年11月当時のA社において、申立人が主張する28万円以上の標準報酬月額の記録がある被保険者は、事業主のみであり、申立人の標準報酬月額(18万円)は、同社の同僚の標準報酬月額とほぼ同水準であることが確認できるとともに、申立人の配偶者は、「住宅を購入した当時の給与額は、20万円前後であった。」と証言しており、申立人の標準報酬月額の記録に不自然さは見当たらない。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間②、④及び⑤について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

愛知厚生年金 事案4112

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月から同年4月まで

私は、申立期間はA事業所に勤務していた。正社員として勤務していたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。調査して、申立期間について、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主の証言及び雇用保険の記録により、申立人が平成3年1月21日から同年4月15日まで同事業所に勤務していたことは認められる。

しかし、A事業所は、厚生年金保険の適用事業所であった記録が確認できない。

また、A事業所の事業主は、「当事業所は、一度も厚生年金保険の適用事業所となったことはなく、従業員には、個人で国民年金に加入するようにお願いしている。」と証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年3月21日から38年8月3日まで
② 昭和38年9月2日から39年7月26日まで
③ 昭和39年9月5日から40年1月7日まで
④ 昭和40年3月1日から42年2月21日まで

私は、申立期間当時、脱退手当金制度を承知しておらず、また、A社退職後は育児でほとんど外出できない状態であった。脱退手当金を申請した覚えも受け取った記憶も無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和42年7月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、申立期間に4社で勤めていたとしており、4社での厚生年金保険の被保険者記号番号は、最初に勤めたB社とその後に勤めた会社(C社、D社及びA社)間で異なっているものの、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿をみると、昭和42年4月1日に申立人の最初の被保険者番号が重複取消されていることが確認でき、その重複取消から約3か月後の同年7月11日に脱退手当金が支給決定されていることを踏まえると、重複取消の手続は脱退手当金の請求に併せて行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から36年4月26日まで

厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているため、厚生年金保険の支給対象とはならないことが分かった。

しかし、私は、A社に勤務した期間については脱退手当金を受給したが、B社に勤務した期間の厚生年金保険については請求したことも、受け取った覚えも無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について脱退手当金を受給していないと主張する一方、申立期間後のA社における被保険者期間については脱退手当金を受給した記憶があるとしているところ、脱退手当金を受給する場合は、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎とするものとされており、申立人の脱退手当金は、申立期間を含む支給日前のすべての被保険者期間を基礎として計算され、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約5か月後に支給決定されている上、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記されているなど、一連の事務処理に、不自然さはいかたがえない。

このほか、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。